

(仮称) 葛飾区認知症への理解促進に向けた条例 (骨子案)

(前文)
(条例の目的) 区民の認知症に対する理解促進 認知症のある方もない方も相互に支えあいながら安心して生活できる環境の整備
(用語の定義) 認知症 区民の範囲 事業者等 関係機関
(基本理念) 「かつしかでいつまでも。ともに考え、ともに生きる認知症」 認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、支えあいながら共生し、認知症になってからも住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現
(区の責務) 認知症施策の推進 認知症のある方等からの意見の聴取 関係機関との連携
(区民の役割) 認知症への理解 認知症に関する取組への参加・協力
(事業者等の役割)
(関係機関の役割)
(認知症への理解促進)
(認知症の方及び家族等の地域への参画と本人発信支援)
(認知症の方への意思決定支援及び権利擁護)
(認知症のある方もない方も安心して住み続けられる地域づくりの推進)